



## 無害化処理認定施設等の処理対象となる PCB 廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正案について

環境省は、5,000mg/kg を超えるポリ塩化ビフェニル(以下、PCB)を含んだ PCB 汚染物の量が増加する可能性への対策として、2019年6月に実施した無害化処理認定事業者における焼却実証試験の結果を踏まえ、PCB 廃棄物処理基本計画の一部変更、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正等を行い、無害化処理認定事業者が処理可能な PCB 濃度上限を拡大する改正案について、第 27 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会で検討を行いました。

改正案の概要(抜粋):

廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 に基づく無害化処理に係る特例の対象となる PCB 汚染物

1. 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布又は染み込んだ PCB の量:100,000mg/kg 以下
2. 廃プラスチック類に付着し、又は封入されている PCB の量:100,000mg/kg 以下
3. 金属くず、陶磁器くず、コンクリートの破片に付着している PCB の量:5,000mg/kg 以下

今後の予定:

2019年10月31日:パブリックコメント募集開始

2019年12月:改正法令の公布・施行、基本計画閣議決定、無害化処理認定施設の申請、認定手続開始

2020年~:無害化処理認定施設認定後、無害化処理施設での処理開始

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、多くのお客様からご依頼を頂くと共に、その他の PCB 汚染物の分析にも実績がございます。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2019年10月16日付 第27回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会議事次第・資料](#)

研究開発箇所 加藤吉紀

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する告示等の公布](#)
2. [ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第15回会合\(POPRC15\)開催](#)
3. [今後の石綿飛散防止の在り方について\(答申案\)](#)

## 化審法に基づく追加措置について(第二次答申)について

令和元年9月20日(金)に、開催された第197回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会におきまして、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正により条約の対象に追加された2物質群(ジコホル・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質)について化審法第2条第2項の第1種特定化学物質への指定と併せて、追加措置を講じることが適当であるとの結論が出されました。

この審査結果を踏まえ、環境大臣に対し、第二次答申がなされました。

追加措置

①PFOA とその塩及び PFOA 関連物質について、輸入禁止製品を定める

②PFOA 関連物質のうち、医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクタンヨード(PFOI)の使用を認める

③PFOA とその塩及び PFOA 関連物質が使用されている消火器・消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤の取扱事業者に対し、取り扱いに係る技術上の基準への適合義務を課す

輸入禁止製品

フロアワックス、撥水撥油加工した生地・衣服・カーペット、接着剤及びシーリング用の充填料、コーティング剤、塗料・ニス、トナー、洗浄剤、業務用写真フィルム、耐水・耐油処理をした加工紙、半導体の製造に使用する反射防止剤、消火器・消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤、・・・等々

今後の予定

・令和元年12月頃 政令の改正に関するパブリックコメント

・令和2年2月頃 政令の公布

・令和2年4月頃 追加措置②及び③の施行

・令和2年10月頃 追加措置①の施行

当社では、PFOS や PFOA の分析に対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2019年10月18日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 田沼祐樹



製品中 PFOA 分析について、大幅に低濃度まで測定できるようになりました

PFOA 分析に用いる測定装置 LC-MS/MS の新機種導入により、報告下限値が 5ppm から 10ppb (試料による分析阻害のない場合)へ大幅に低濃度まで測定できるようになりました。

(分析方法:CEN/TS 15968:2010 準拠)

お問合せはこちら

